

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	ガス事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案
規制の名称	兼業規制
規制の区分	新規、改正(拡充、緩和)、廃止
担当部局	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室
評価実施時期	令和2年7月
規制の目的、内容及び必要性	<p>①規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン) 2017年4月1日にガス小売市場の全面自由化を実施し、ガス導管事業者が行う託送供給量が増加しているところ、新規参入者にとって市場の中立性・公平性・透明性が担保されなければ、競争が十分に発生せず、小売全面自由化が真に実効的なものとならないことが予想される。この点、ガス小売市場の競争活性化に資するシステムのあり方について検討を行った総合資源エネルギー調査会基本政策分科会「ガスシステム改革小委員会」においても、ガス小売事業者又はガス製造事業者から導管部門の中立性に疑義がある等の指摘が政府に寄せられており、導管部門の中立性確保なくしては、多様な小売事業者の市場参入を促し、競争を促進するという小売全面自由化の目的を実現することが困難となると予測される。</p> <p>②課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新規にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性) 【課題及びその発生原因】 2015年6月17日に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号。以下「改正法」という。)の規定に基づく改正後のガス事業法の基づき、2017年4月1日からガスの小売全面自由化を実施。 2003年のガス事業法改正においては導管部門の中立性を確保するため、会計分離(一般ガス導管事業者を営む者が、ガス製造事業者又はガス小売事業者を営むことは許容するもの、導管業務に関する会計を整理させることにより、導管業務の運営における中立性を確保する措置をいう。以下同じ。)や情報遮断等の規制が導入され、託送供給件数は年々増加したが、新規参入者からはガスシステム改革小委員会等の場において引き続き導管部門の中立性確保や、会計及び託送料金の透明性向上に関する様々な要望が提出されているところである。多様な事業者の参入を促し、ガスの小売全面自由化を真に実行たらしめるためには、導管にかかる業務の運営における中立性・公平性・透明性をより一層確保することにより小売全面自由化を真に実効的なものとすることが必要不可欠である。</p> <p>【規制以外の政策手段の検討】 法令を定めることなく、例えば政府がガイドラインを定め導管部門の中立性確保を導管事業者の自主的な取組に委ねる方法あるいは自主的な取組に対して経済的なインセンティブを付与する方法として想定される。しかしながら、こうした方法では自主的な取組が行われない又は不十分な場合に法的なエンフォースメントを働かせることができないことから、その実効性が十分に担保されず、効果が見込めない。とりわけ、依然一般ガス導管事業者の独占部門である導管部門については自主規制の効果は十分に期待できないと考えられる。 規制方法については、ガスシステム改革小委員会において会計分離、所有権分離といった他の選択肢も挙げた上で、有識者、小売市場への新規参入を予定している者及び既存のガス事業者の意見も踏まえて検討を行った結果、法的分離の形式を選択することが妥当と判断したものである。 (参考: ガスシステム改革小委員会報告書(平成27年1月)) https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/kihon/seisaku/gas_system/pdf/report01_01_00.pdf</p> <p>【規制の内容】 導管の総体としての規模が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件を満たす一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に対する兼業</p>
直接的な費用の把握	<p>費用の要素</p> <p>③(1)遵守費用(金銭価値化(少なくとも定量化は必須))</p> <p>(遵守費用)</p> <p>兼業規制の実施に伴い、規制の対象となる導管事業者には、会社分割等の手続に係るコスト負担が生じることとなる。本規制の対象となる一般ガス導管事業者としては東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの3社を想定しており、分社化に要する費用は対象事業者ごとに様々な事項が存在し、個別の事業者ごとに異なるため、一律に定量化することは困難であるが、一般に分社化手続にあたっては最低限債権者保護手続としての官報公告費用や、不動産登記、商業登記等に際しての登録免許税の費用を要する。前者は約10万円(分量によって価格が異なるため目安料金)である。後者は、規制の対象となる法人の分社化に伴う課税負担を軽減するため、分社化に伴い発生する登録免許税については非課税とする特例を法律において設けている。その他、本規制の導入により、規制の対象事業者においては需要家の利便性や安定供給を確保するため、例えば以下のような対応が必要になると想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 株主総会における承認や会社法に基づく分社化手続 (ii) 需給運用システムや情報システムなどシステムの変更手続 (iii) 役職員の配置転換や就業規則の整備等の人事関連の手続 (iv) ホームページの開設・改変、看板や名刺の作成等の庶務関連手続 <p>(行政費用)</p> <p>④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 規制の緩和ではないため、該当せず。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>便益の要素</p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要 ガス小売事業者にとっては、兼業規制を課すことにより、導管業務の運営における中立性・公平性・透明性をより一層確保することができるため円滑にガス導管事業者の導管を託送利用できるといった便益が想定され、これにより多様なガス小売事業者の市場参入がより一層促進され、競争が活性化することが予想される。 都市ガスの需要家にとっては、上記のとおり多様なガス小売事業者の市場参入がより一層促進され、競争が活性化することが予想されることから、結果的にガス料金の上昇を抑制する効果が期待される、多様な料金メニューの選択肢が得られる等の便益が想定される。</p> <p>⑥可能であれば便益(金銭価値化)を把握 導管にかかる業務の運営における中立性・公平性・透明性をより一層確保することにより公平なガス市場を整備することにより多様なガス小売事業者の市場参入を促し、いいてはガス料金の上昇抑制、多様な料金メニューの提供という形で都市ガスの需要家の利益に一定程度寄与するものと考えられるが、その効果は広範な主体に及び得ることも考えられ、あらかじめ定量的に便益を示すことは困難である。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計 規制の緩和ではないため該当せず。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要 導管部門の中立性・公平性・透明性が高まり、多くの小売事業者の市場参入が進むことで、異なるエリアの同業種企業間の連携のみならず、異業種の企業間の連携による新たなサービスの提供が生まれる可能性があるという正の副次的効果が見込まれる。 他方、兼業規制によるガス事業者から災害時保安体制への影響を懸念する声があがったが、災害時の復旧対応など頻度が少なくまた期間が短い業務委託であって、その頻度及び期間並びに業務の内容を踏まえて、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられる業務委託については業務の受委託の禁止</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証 ③、⑤で述べたとおり、本規制において兼業規制の対象となる事業者に対しては一定程度費用が発生することとなるが、規制による便益は多くのガス小売事業者及び都市ガスの需要家に及び、その効果も大きいと考えられる。本規制なくしては真に実効的なガス小売市場を整備することは困難であることから、規制は正当化されるものと考えられる。</p>
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明 代替案としては、法的分離ではなく、より弱い規制措置である現行の会計分離を存置した上で、差別的取扱いの禁止等の現行ガス事業法上の行為規制の監視を強化することが考えられる。 費用面については、兼業規制をとると一般ガス導管事業者に分社化の手続きコストの負担が生じる一方、代替案では一貫体制が維持されることによる行政による監視コストの増大が想定されるため、いずれの案においても一定程度の費用負担が生じることが想定される。</p>
その他の関連事項	<p>⑪評価の活用状況等の明記 ガスシステム改革小委員会において、導管部門の中立性を確保するための措置について、複数の選択肢を提示した上で比較検討、審議が行われ、本政令案に規定する要件を満たす一般ガス導管事業者に対して兼業規制を課すことが妥当とされた。 (参考: ガスシステム改革小委員会報告書(平成27年1月)) https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/kihon/seisaku/gas_system/pdf/report01_01_00.pdf</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑫事後評価の実施時期の明記 本規制については、改正法附則第七十五条第一項において、改正法第五条及び第六条の規定による改正後のガス事業法の施行の状況その他のガス事業を取り巻く状況について検証を行う旨規定されているため、当該規定に基づき、第六条の規定の施行後5年以内を目途に事後評価を実施し、その結果に基づいて必要に応じて措置を講ずることとする。</p> <p>⑬事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 兼業規制の対象となるガス導管事業者のネットワークを利用するガス小売事業者等からのヒアリング等を通じて、規制の実施状況を把握し、事後評価を行う。</p>
備考	